

仕様書番号：第 3 6 号
作成年月日：令和5年1月30日

205号建物自動ドア点検保守

| | | | |
|---------------|----------------|------|-----|
| 役務名 | 205号建物自動ドア点検保守 | 図面番号 | 1/3 |
| 種別 | 表紙 | 縮尺 | - |
| 陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊 | | | |

役 務 仕 様 書

- 1 役 務 名：205号建物自動ドア点検保守
- 2 役務場所：東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地内
- 3 役務概要：本仕様書は朝霞駐屯地に設置されている自動ドア設備の機能維持の為の点検保守（フルメンテナンス）を行うことを目的とする。
自動ドア 2台
- 4 履行期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 一般事項：当該役務は、本仕様書によるほか、国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書（現行版）」（以下「共通仕様書」という。）を参照し実施するものとする。
なお、一般共通事項及び特記事項は下表のとおりとする。

| 一 般 共 通 事 項 | |
|-------------|---|
| 項 目 | 細 部 |
| 1 | 協 議 本仕様書に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。 |
| 2 | 軽 微 な 変 更 現場の収まり等により軽微な変更の必要が生じた際は、監督官と調整し、その指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。 |
| 3 | 復 旧 ・ 補 償 当該役務実施に際し、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は請負会社の責任において復旧及び補償すること。 |
| 4 | 材 料 材料は仮設材を除き全て新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用する。 |
| 5 | 現 場 管 理 受注者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には、危険標示等の措置を行うこと。 |
| 6 | 立 入 役務現場及び許可された場所以外への無断立入り等は厳禁とする。 |
| 7 | 役 務 写 真 役務写真については以下の項目のとおり点検毎撮影・整理し、サービス版サイズで次回点検までに1部提出するものとする。 (1) 当該役務の着手前 (2) 当該役務の作業後に隠蔽となる箇所 (3) 当該役務の作業状況 (4) 当該役務で使用する資材、点検機器及び試験機器 (5) その他監督官の指示する事項 |
| 8 | 書 類 手 続 当該役務に必要な申請及び提出書類は、官側の示す規格様式で提出すること。 |
| 9 | 秘 密 厳 守 当該役務実施により知り得た内容に関して、漏洩してはならない。 |
| 10 | 発 生 材 金属類発生材は、関係書類提出後、監督官の指示する場所に集積する。その他は、全て廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づき措置すること。なおその結果を書面（マニフェスト等）にて提出すること。 |
| 11 | 後 片 付 け 当該役務完了に際し、現場の後片付け及び清掃を行うこと。 |
| 12 | 電 気、水 の 使 用 当該役務に使用する電気及び水は官側負担とする。 |

| | | | |
|---------------------------|----------------|------|-----|
| 役 務 名 | 205号建物自動ドア点検保守 | 図面番号 | 2/3 |
| 種 別 | 仕 様 書 | 縮 尺 | - |
| 陸 上 自 衛 隊 朝 霞 駐 屯 地 業 務 隊 | | | |

| 特 記 事 項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|------|----------------------|------|--------|-----|------|-----|-------|-----|----------------------|-----|--------|-----|----------------------|-----|--------|-----|--|--|--|-----|--|
| 項 目 | 細 部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 用語の定義 「点検」とは、専門的知識を有する者が定期的に行う点検及び各種設備等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭及びその他の異常の有無を調査し、保守又はその他緊急の修理が必要か否か判断を行うことをいう。 「保守」とは、点検の結果に基づく各種設備等の機能回復又は不具合部品の交換、消耗品の取替え、注油、塗装及びそれらに類する作業をいう。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 現場代理人等選任 (1) 現場代理人は、1級自動ドア施工技師の免状を有する者を選任する。 (2) 現場代理人は、本仕様書により、役務目的及び内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側と連絡調整を行うものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 場所及び規格等 当該役務対象機器の設置場所及び規格等は下表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>建物番号</th> <th>建物名称</th> <th>設置場所</th> <th>規 格</th> <th>数 量</th> <th>メーカー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">205</td> <td rowspan="2">庁 舎 B</td> <td>5 階</td> <td>EXD-640-ATJ (両開き)</td> <td>1 台</td> <td>日本自動ドア</td> </tr> <tr> <td>6 階</td> <td>EXD-640-ATR (両開き)</td> <td>1 台</td> <td>日本自動ドア</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2 台</td> </tr> </tbody> </table> | 建物番号 | 建物名称 | 設置場所 | 規 格 | 数 量 | メーカー | 205 | 庁 舎 B | 5 階 | EXD-640-ATJ (両開き) | 1 台 | 日本自動ドア | 6 階 | EXD-640-ATR (両開き) | 1 台 | 日本自動ドア | 合 計 | | | | 2 台 | |
| 建物番号 | 建物名称 | 設置場所 | 規 格 | 数 量 | メーカー | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 205 | 庁 舎 B | 5 階 | EXD-640-ATJ (両開き) | 1 台 | 日本自動ドア | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 6 階 | EXD-640-ATR (両開き) | 1 台 | 日本自動ドア | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | 2 台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 点検保守要領 (1) 定期点検は点検周期は3月毎1回とし、年4回実施すること。契約完了後速やかに年間計画を作成し、監督官に提出すること。 (2) 詳細については、共通仕様書第2章第2節及び第2章第3節による。 (3) 臨時点検は異状の発生又は故障等で官側から連絡のある場合に、迅速に実施すること。 (4) 点検作業は土日祝日を除く平日の8時30分～17時の間で行い、報告書の提出まで含むものとする。 (5) 定期点検及び臨時点検により不具合箇所を特定した場合には、速やかに監督官へ報告し改善に係る技術資料及び修理見積書を早急に提出すること。見積りの提出に1か月以上要する場合は、監督官にその理由を説明書すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 品質補償 本役務における保障期間は役務完了後1箇年とする（但し、自然災害で破損した場合を除く。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------------------|----------------|------|-----|
| 役 務 名 | 205号建物自動ドア点検保守 | 図面番号 | 3/3 |
| 種 別 | 仕 様 書 | 縮 尺 | - |
| 陸 上 自 衛 隊 朝 霞 駐 屯 地 業 務 隊 | | | |